

支弁についても、従来、一般会計において支弁して参つたのであります
が、この会計の他の経費すなわち、公債及び借入金の償還金の利子、一時借入金の利子、公債の発行及び償還に關する諸費等とともに、貸付金の利子収入等でまかぬことを原則とし、これに不足があります場合には、その不足する金額を、予算の定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることができます。とであります。
その他、借入金に関する規定及び予算の添付書類に関する規定整備のため所要の改正を行おうとするものであります。
次に資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。
資金運用部特別会計におきましては、本来、毎会計年度の決算上の剩余额の処理といたしまして、運用資産の価額の減損の償却または繰越損失の補てんに充てる部分を除いた残余の額の二分の一相当額を積立金として積み立て、その残額を当該年度の一般会計の歳人に繰り入れることとなつておりますが、ただいまのところ、その暫定措置といたしまして、当分の間、その残余の額を、当該年度の郵便貯金特別会計の歳人不足を埋めるためにその不足額を限度として、予算の定めるところにより、この会計から直接、同会計の歳人に繰り入れ、残額を一般会計に繰り入れることといたします。今回、郵便貯金特別会計に繰り入れる措置は、従来と同様、これを継続することといたしますが、この際、この会計の運営を一層円滑にするため、一般会計への繰り入れを取りやめ、積立金に

充てるべき金額を確保して資金の増強をはかることが必要であると考えられますので、決算上の剩余は、すべてこれを積立金として積み立てることができるようにいたそうとするものであります。

以上の改正を行いますとともに、最近におけるこの会計の収支の状況にからんがみ、毎会計年度の決算上の不足を積立金をもつて補足することができない場合及び資金の繰越損失を決算上の剩余をもつて埋めることができない場合における一般会計からの繰り入れの制度は、これを廃止することといたしましたのであります。

次に資金運用部資金法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

まず現在資金運用部資金法におきましては、五年以上の預託金はすべて年五分五厘の利子を付することになつておりますが、より長期の預託金に対しでは、それに相応した適正な利廻りを保証することが適当と考えられますので、五年以上七年未満のものは従来通り年五分五厘とし、新たに約定期間七年以上の段階を設け、年六分の利子を付することといたしました。

第二に、現在法律におきまして資金運用部預託金の契約上の預託期間は三ヶ月を下らないものと規定されており、各特別会計等におきましても三月未満の短期の余裕金があつても資金運用部に預託することができない等の事情がありますので、これらの特別会計等に対し、短期資金の運用の道を開くたる、最低約定期間を一月に引き下げ、一月以上三月未満のものについても預託を認めることとし、それに対し年二

なお、期限前払い戻しの場合の利子は、現在預託されていた期間が三年以上のときは年四分五厘、三月未満のときは利子を付さないことになつておりますが、以上の改正に伴い、預託期間が五年以上のものについては年五分とするとともに、一月以上三月未満のときは年一分五厘とすることとしたました。

第三に、資金運用部審議会の委員の数を増加したことあります。資金運用部審議会は、会長たる内閣総理大臣、副会長たる大蔵大臣及び郵政大臣のほか十人以内の委員で組織されておりまして、委員のうち学識又は経験のある者は三人以内となつておりますが、さらに広く民間有識者の意見を開くことが適当と考えられますので、学識経験者の数を二人増加し、五人以内とし、委員の総数を十二人以内といたしました。

次に日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案の提案の理由を御説明いたします。

日本開発銀行は、昭和二十六年四月に設立されて以来、長期産業資金の融通により、わが国経済の再建及び産業の開発の促進に努めて参つておりますことは、御承知の通りであります。今後ともわが国経済基盤の充実強化が同行の融資活動に期待するところはきわめて大きいものがあると思われます。

現在、日本開発銀行は、電源開発促進法の規定に基いて電源開発株式会社の株式五十億円を保有いたしておるのあります、これは電源開発株式会社

社創立の当时、予算編成上の都合により、便宜、日本開発銀行をして政府にかわって同社の株式を保有せしめたものであります。もともと金融機関たる日本開発銀行の本来の業務から申しまして変則的なものであり、早晚整理されるべきはずのものと予定されたおつたであります。他方、一昨年來、日本開発銀行と農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫との間に、業務整備分野の正常化をはかるため債権の承継を行なつたのであります。今般その最終処理として、日本開発銀行が両公庫に対して持つてある貸付金を、政府の産業投資特別会計に引き継いで、同特別会計からの両公庫に対する出資金とすることに予定いたしております。別途国会において御審議願つております中、小企業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案において、所要の規定を設けておるのであります。従いまして、この機会に、日本開発銀行が保有する電源開発株式会社の株式をも産業投資特別会計に引き継くことにより、すっきりした形で本来の融資活動に専念させることができると存じまして、この法律案を提出した次第であります。

次にたばこ専売法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、たばこ専賣法の一部改正及び製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部改正を内容いたしております。

その概要を申し上げますと、まず、日本専売公社の売り渡す製造たばこの小売定価中には、道府県及び市町村たばこ消費税を含むことを明らかにいたしました。また、たばこ小売人の災害補償につきまして、酒税、物品税等の併合と均衡をはかるため、火災を災害と加える等、災害補償の範囲を拡げることとするほか、所要の規定の整備を行うことといたしました。

次に、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正いたしまして、日本専賣公社製造たばこ価格表中、葉巻たばこアストリアの型式を改めることといたしました。

最後に関税率等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、海外の建設工事等を使用するため輸出した特定の機械設備を本邦に持ち帰った場合等の関税の免除について特例を設けるとともに、最近の経済状況等にかんがみ、從来課税を免除した炭化水素油のうち、燃料として使用される一部のものに軽減税

機構機 つ故に ます を相じは 行てに場所 しは小日 とは即 理す よ日一の果上

率による関税を課することとするほか、本年六月三十日で期限が切れる物品の関税の免除または軽減についてその期限を来年三月三十一日まで延長する等のため、関税定率法等の一部を改正しようとするものであります。

以下、改正の諸点について概略申し上げます。

ます。現行の関税定率法におきましては、輸出した貨物を本邦に持ち帰つた場合におきましては、輸出許可の日から二年以内に輸入される場合に限り関税を免除することになつておりますが、海外の建設工事等に使用する目的で輸出された機械設備等政令で定めるものにつきましては、その性質上、二年をこえてから輸入される場合にも関税を免除することができるることとしよ

次に、原油、重油及び粗油につきましては、従来暫定的に関税を免除していいたのであります。が、最近の経済状況等にかんがみ、これらのうち消費面において石炭と競合する用途に使用され

に資する等のため、製油原料として使用される原油、重油及び粗油については二分、重油のうちB、C重油については六分五厘の関税を課すこととするとともに、これに伴う必要な徵収規定等を設けようとするものであります。

の期限が本年六月三十日で切れることがなりますので、諸般の事情を考慮して、これらに對する関税の免除又は軽減の期限を来年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

その他、保税倉庫に置かれた外國貨物の課税價格の決定のための価格換算表の際に適用する為替相場について課税抜術上所要の改正を行うほか、小麦を別表甲号に掲げる暫定免除品目に加えようとするものであります。

以上七法律案の提出の理由を申し上げました。

○説明員（小熊英次君）　ただいま提案理由の説明がございました三特別会計につきましての一部改正につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

○委員長（青木一男君）　次にただいまの七法律案について事務当局より補足説明を聴取いたします。

する、あるいは診療所を作ると、こういうような場合におきましては、その所要経費を業務勘定に繰り入れまして、業務勘定においてこれを建設する、こういうようなることになるわけですから、従来この規定がなかつたわけであります。今回この規定を設けまして、経費の支弁がこの日雇健康勘定においてできるようになつたので、このようないふたつあるのであります。

第六条は、これは先ほど申しました業務勘定につきましての歳入歳出の規定でございます。ただいま申し上げましたように、日雇健康勘定から入って参りますところの保健施設あるいは福祉施設に充つるための繰入金をこの業務勘定におきますところの歳入として規定いたしたわけであります。これが第六条の改正点であります。

第九条の改正点につきましては、これは業務勘定におきまして、いろいろな業務の取扱いの経費、あるいは、ただいま申し上げましたようないろいろな施設関係の経理をやつておりますが、決算の結果剰余金が生じたと、こういうような場合におきまして、この会計におきましては業務勘定において積立金を積み立てるということをいたしませんで、各勘定すなわち健康勘定あるいは日雇健康勘定あるいは年金勘定の積立金に組み入れる、こういうようなことにいたしておるわけであります。で、従来日雇健康勘定につきましては規定がございませんでしたので、これは他の健康勘定あるいは年金勘定と同じように、業務勘定において決算上の剰余金が生じたという場合におきましては、日雇健康勘定のこの積立金

にも繰り入れることができるようになります。それから九条の二項は逆の場合です。ございまして、業務勘定におきまして決算上不足が生ずると、こういうような場合におきましては、健康勘定と年金勘定の積立金から補足するという規定は従来ございましたが、日雇健康勘定の積立金から補足するという規定でございませんでしたので、これを他の二つの勘定と同じように、日雇健康勘定に積立金がございましたら、その積立て補足しようと、こういうよう改正いたしたいというのがこの第九条の要点でございます。

第十一條でございますが、これは借入金の規定でございます。第一項の方で「日雇健康勘定ニ属スル経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得」と規定してございまして、その具体的な借り入れの限度につきまして従来二項の規定があつたわけでございます。このたび日雇健康勘定におきまして、保健施設費とか福祉施設費に充つたための繰入金というものが経費として支弁できるということになつたわけでございまして、その経費につきましても借入金ができる、借入金の限度のうちに含めると、こういう趣旨におきまして、保険給付費のはかに「保健施設費又ハ福祉施設費ニ充シル為ノ業務勘定ヘノ繰入金ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス」と、このように改正いたしたいと思うわけであります。

次が十八条の六でございまして、これは先ほど提案理由の説明にもございましたように、この特別会計におきまことに建物勘定の半額が充当

九年度におきまして約四十億に達し、それから昭和三十年度におきまして、いろいろ努力いたしましたが約三十億、あります。おきまして、一般会計から七ヵ年年度門限にわたりまして十億円を限り健康勘定に繰り入れることができます。こういうような措置を講じたい、こういう意味で十八条の六の規定を新たに設けたわけでございます。

次が船員保険特別会計法一部改正の関係でございますが、これはただいき申しまして厚生保険特別会計におきますところの健康勘定に相当いたしますところの船員保険特別会計におきますところに相当するような給付の関係におきましても、同様に赤字が出ておるわけであります。これにつきましても、昭和三十年度以降六ヵ年期間、毎年一般会計から二千五百万円を限りこの会計に繰り入れることができます。うことにいたしたいと思うわけでありますて、これは二十九年度におきまして約一億五千万円程度の赤字が出ておるわけであります。

次に開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案でございますが、これにつきましても新旧対照表によりまして御説明申し上げたいと思います。

第二条の改正でございますが、これは先ほど提案理由の説明にもございましたように、従来この会計におきましての事務取扱費というものは一般会計において支弁しておりますが、今年度からこの会計において支弁することにいたしたいと、こういう意味であります。

（三）在行进中休息时，要选择安全地带，不要在危险地带停留。

の歳出の部につきまして、事務取扱費というものをこの会計において支弁するのだということを明らかにする意味におきまして改正をいたしたわけでございます。

第三条でございますが、「この会計における貸付金を支弁するため、政府は、必要な額を限度として、この会計の負担で、公債を発行し、又は借入金をすることができる。」こういう規定が従来できておつたわけですが、これが表現が適当でないものと、他の会計と同じように、一応必要な額はこの会計の負担で公債を発行し、または借入金をすることができるということは、これは表現が適当でないものと、他の会計と同じようになつておきましたが、この会計の負担を限度として借り入れることができるといつたしまして、新たな条項をつけ加えまして、「前項の規定によつて、第一項といたしまして、新たな条項をつけておきました。」

第四条でございますが、これも先ほど提案理由の御説明にございましたように、従来この会計におきましては、貸付金の償還金がありまして、右から左に直ちに自分のこの会計の借りとりましたところの借入金とか公債の償還金に充てなければならぬ。こういう規定になつておつたわけですが、必ずしもこれは妥當でないのです。それで、償還金がありましたならば、その償還金をまた財源として貸し付けることができるということにいたすのが妥当であろうと、このように考えまし

て、第四条に「貸付金の償還金は、公債及び借入金の償還金並びに貸付金の財源のみこれを充てるものとする。」

さういふに、貸付金の字句をここに挿入いたしたわけであります。

それから第七条でございますが、こられる先ほどの借入金と大体同じような趣旨の改正で、比較的事務的な改正でございます。第七条の一項のほうで大蔵省預金部を資金運用部に変えておきましたのは、これは従来の整理漏れでござります。第三項におきましても同様でございます。それから一番末項にござまして、「第一項の規定による一時借入金又は繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。」といふのも、これも先ほど第三条の際に申し上げましたと同様の趣旨で、こういう規定を設けたわけであります。

それから第八条でございますが、これは決算上の剩余金があつたならば翌年度の歳入に繰り入れるのであるが、その「繰入金は、公債及び借入金の償還金の財源にのみこれを充てるものとする。」と規定されております。第二項は、決算上の規定でございますが、この第二項が削除されました、これは事務的な一つの改正でございます。

第四条でございますが、これも先ほど提案理由の御説明にございましたように、従来この会計におきましては、貸付金の償還金がありまして、右から左に直ちに自分のこの会計の借りとりましたところの借入金とか公債の償還金が充てなければならぬ。こういう規定になつておつたわけですが、必ずしもこれは返すだけなしに、またそれがなつたときの借入金とか公債の償還金に充てなければならぬ。こういう規定になつておつたわけですが、必ずしもこれは妥當でないのです。それで、償還金がありましたならば、その償還金をまた財源として貸し付けることができるということにいたすのが妥当であると、このように考えまし

て、第四条に「貸付金の償還金は、公債及び借入金の償還金並びに貸付金の財源のみこれを充てるものとする。」

さういふに、貸付金の字句をここに挿入いたしたわけであります。

それから第七条でございますが、こられる先ほどの借入金と大体同じような趣旨の改正で、比較的事務的な改正でございます。第七条の一項のほうで大蔵省預金部を資金運用部に変えておきましたのは、これは従来の整理漏れでござります。第三項におきましても同様でござります。それから一番末項にござまして、「第一項の規定による一時借入金又は繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。」といふのも、これも先ほど第三条の際に申し上げましたと同様の趣旨で、こういう規定を設けたわけであります。

それから第八条でございますが、これは決算上の剩余金があつたならば翌年度の歳入に繰り入れるのであるが、その「繰入金は、公債及び借入金の償還金の財源にのみこれを充てるものとする。」と規定されております。第二項は、決算上の規定でございますが、この第二項が削除されました、これは事務的な一つの改正でございます。

第四条でございますが、これも先ほど提案理由の御説明にございましたように、従来この会計におきましては、貸付金の償還金がありまして、右から左に直ちに自分のこの会計の借りとりましたところの借入金とか公債の償還金に充てなければならぬ。こういう規定になつておつたわけですが、必ずしもこれは妥當でないのです。それで、償還金がありましたならば、その償還金をまた財源として貸し付けることができるということにいたすのが妥当であると、このように考えまし

て、第四条に「貸付金の償還金は、公債及び借入金の償還金並びに貸付金の財源のみこれを充てるものとする。」

さういふに、貸付金の字句をここに挿入いたしたわけであります。

よる繰越損失の補てん金」こうなつてあります。これも一般会計の方から繰越、この会計の繰越損を補足するため、一般会計の方から歳入で入つて来たという場合におきまして、やはりこの会計におきましてはその繰越損の補てんを歳出をもつて補てんすると、こういう建前にならざるを得なかつたわけであります。今回歳入の方でもそういうことをこれはやめるということになりましたので、歳出の方においてこの規定を削除する、この分を削除する、こうすることにいたそうとするわけであります。

計から予算の定めるところにより必要な金額を繰り入れて補てんする、こういうことになつておつたわけあります。しかし先ほど申し上げましたように、現在の状態におきましては、そういう必要もございませんので、繰越損がありました際に、今年度におきまして決算上の剩余ができましたならば、それをもつて埋める、この程度で差支えない、こういう意味におきましてこの改正をいたしたわけであります。

それから第八条の改正でございますが、これは決算上の剩余が生じました場合の処理について規定しておるわけであります。これが今回の改正の中心になるところでございまして、從来はこれは非常に読みにくくなつておりましたが、要するに決算上の剩余金がございましたならば、ただいま申しましたような運用資産の価額の減損とか、そういうものを埋める。それから前年度からの繰り越し損がありましたならば、それも埋める。そうやって最終的に残つたところの剩余金の二分の一というものは、これは自分で積み立てよろしい、あとの二分の一は一般会計に納めるのだと、こういうような形になつておつたわけであります。これを一般会計に積み立てよろしいというのがこの八条の改正の規定でございます。その一般会計へ入れるという規定は、この八条の二項でございますが、これは今回削除いたしましたわけでございます。

第九条でございますが、これは決算上の不足の処理でございますが、ある年度におきまして決算した場合におきまして、決算上の不足が生じた場合に積立金から補足をする、こういうこと

にいたしまして、従来ございました第
二項の規定、すなわち、それでも不足
するときには、一般会計からその補足
額を予算の定めるところによりこの会
計に繰り入れて補足する。こういう規
定を削除いたそうとするものであります。
附則のほうで若干改正いたしており
まするが、これは先ほど申し上げまし
たように、決算上の剩余金の二分の一
は自分の会計において積み立て、それ
からあと二分の一は一般会計へ入れ
るというのが従来の原則でございまし
たが、当分の間の暫定措置といたしま
して、郵便貯金特別会計の歳入不足が
ございます場合には、その郵便貯金特
別会計の方で、その剩余金の限度にお
きまして繰り入れまして、残額につき
ましては、一般会計の方へ入れる。こ
ういう附則になつておりますが、根
本的な原則といたしまして、一般会計
の方には繰り入れない、自己のところ
で積み立てると、こうしたことになり
ました関係から、ここに書いておりま
するよう、「この会計においては、当
分の間、毎会計年度における郵便貯金
特別会計の歳入不足をうめるため、そ
の不足額に相当する金額を限り、予算
で定めるところにより、当該年度の歳
入として同会計に繰り入れるものとす
る」というふうにいたしまして、あとの
規定は、これを削除いたしておるわけ
であります。

資金運用部資金法は、法律によります
して、預託された預託金に対します
利率を法定いたしておりますので、今
回、最近までの資金運用部の運用の実情
から見まつたいろいろな要請に基きま
して、これらの預託金の利率というも
のに対しまして、調整を加えることに
いたした次第でございます。その改正
のものなところは二つございまして、
現在一番短かい預託期間の三ヶ月以上
一年未満という預託金に対しまして、
年三分五厘ということに相成っております
まするが、これよりもと短かい預託
期間で預けられる形態を、新たに今回
の改正によって設定いたそうとするも
のでございます。で、その短か預託期
間は一月以上ということにいたしまし
て、一月以上三ヶ月未満という預託金
に対しまして、大体現在の金融情勢の
下におけるもろもろの利回りその他の
指標との関連等を検討いたしました結
果、年二分の利率を付することにいた
しました。それから現在では、長い方
は預託期間の五年以上の預託契約のも
のにつきまして、最高五分五厘の利率
を付することになつておりますが、こ
れを郵便貯金、厚生年金保険、簡易生
命保険につきましても、独立運用にな
ります前後の預託金の残高に対しまして
は、かなり長期の原資の性質を有して
おりますので、こうう长期の原資に
対しまして、現在の五分五厘の利回り
よりも、もう少し優遇した、安定した
利回りを保証いたしますことの方が適
当であるという観点から、このたびさ
らに七年以上の約定期間という新たな
預託金を設けまして、これに対しま
しては年六分という利率を付すること

に改正しようとした次第でございます。で、これらの短かい方の預託金の利率の改正と、長い方の預託金の利率の改正に伴いまして、現行法におきましては、期限前に払い戻しがございました場合には、それぞれ当初の約定利率よりも低い利率によって支払うことにきめてござりますので、その点に関連しまして、新しくできた一ヶ月以上三ヵ月未満のものの期限前払い戻しが行わたったとき、及び七年以上の預託期間のものが、期限前に払い戻しをされたとき、この二つの期限前払い戻しの利率を設定することにいたしましたて、それを二分のものが期限前払い戻しをされたときには一分五厘、六分のものが期限前払い戻しをされたときには五年分を付するということになりました次第でございます。

その次に、金融債に関する現行法の規定に、さらに今度の改正法案で、第七条の三項の次に四項という規定を設けることにしておりますが、これは実質的にこちらから改正をする趣旨のものではございませんので、別途、今国会に郵政省の方から提案いたしまして御審議をお願いいたしております簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の改正法案におきまして、新たに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金における簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金の運用に係る場合の制限との調整をはかる必要が発生いたして参りました。そのための法制的な調整の規定でございま

す。

その次に資金運用部審議会というの
がございますが、その審議会の民間専
識経験者から選ばれる委員の数が、現
在の法律におきまして三人ということ
に相なつておりますが、一そう今後資
金運用部の資金の運用につきまして、
各方面の有識経験者の御意見をより強
く伺い、尊重するというために、三人
というのを五人に改めまして、民間委
員の数をふやす改正をいたすことにつ
たしました。

なお改正の主良点は、ただいままで

りますが、それでもまだ歳入不足がじますので、たゞいま申し上げまして、二つの方法によつて補てんをしている次第でござりますが、その特徴はその一つでございまして、この法律は、沿革的には、昭和二十年におきまして、郵便貯金の預貯金子の引き上げが行われましたときに、それに関連いたしまして、資金運用から郵便貯金特別会計の方に払う利用に、昭和二十七年度以降一分の特別子といふものが付されることになつてござります。その一分を

まして恐縮でございますが、なお新規に特
六 利子部て申しし对照表がお手元に届いておらないよ
ます。大体内容は、今申し上げましたと
おり、預託金利の調整と、それから日
間学識者から選ばれる委員の増加と、
この二つの点に主眼がある次第でござ
ります。

はなはだ簡単でございますが、こ
ともつて補足説明といたします。

○説明員(合谷裕吉) などいはき是義委員

由の説明がございました日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の概

から民間委員の人数をふやすという二点に尽きるのでございますが、技術的には、この郵便貯金の特別利子といふものが別途法律によりましてございまして、法律的にその特利との調整をして、かかる必要が生じましたので、附則の三項に資金運用部預託金利率の特別に関する法律の一部の改正をお願いしております。これは現在までに郵便貯金特別会計の収支というものは、ずっと歳入不足と申しますか、赤字が出ておりまして、この赤字に対する措置は大体二つの方法によつてとられて参つてお

た六分五厘から、昭和二十七年から
タートして毎年その特利の法律で徐々にその特利を下げることにいたして
ります。一厘づつ下つて参りまして、現在、三十年度は六分二厘程度予想されて
いるのでございますが、それでな
おかつ、今度設定いたします七年
の六分よりは上になつております
で、今後も特利の法律を生かしてお
必要がございまして、従いましてそ
ぞ五分五厘というところを六分に改正
たのに関連する改正を附則の三項で、
願いする次第でございます。

この法律案の内容は、先ほど御説明いたしましたように、いずれも実体は整理をいたします関係のものでございまして、一つは、日本開発銀行が電源開発促進法に基きまして、電源開発性会社の株式五十億円を保有しておりますものの整理に関するものでござります。一つは、この法律の附則におまして、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫、この両公庫に対しまして、開発銀行が債権を受けました

ります。一つはこの資金運用部会計で、金利率の特例に関する法律によりまして、特別利子を資金運用部の方から支払う。それから、それでもなおかつ不足する分につきましては一般会計で補てんをいたして参つたのでござりますが、昨年から資金運用部特別会計の方の剰余金をもって直接郵便貯金特別会計の方の収支を補てんする。そこで、この二つの方法によつて徐々に郵便貯金の方も資金コストが下つてきつつあ

な本院則の二項では、これは新しく七年という約定期間の預託金及び一ヶ月以上三ヵ月未満の預託金を設定しましたので、これらの預託金は当面本法の施行後新たに動き出すことになりますので、その施行までの経過的なものにつきましては、従前の例によつてやるという趣旨の規定でござります。

か、その貸付金になつております分を、それぞれ別の法律で、この際、両公庫の産業投資特別会計から出資金に振りかえますに伴いまして、これらを全部あわせまして、この際、日本開発銀行の出資金は幾ら幾らであるといふうにはつきりいたそ、この二つに分れるわけでござります。

そこで第一の、電源開発株式会社の株式を五十億円保有しております点につきましては、これは昭和二十七年度

予算におきまして、本来ならば当時一般会計の出資によりまして、電源開発株式会社ができるはずであつたと思いつまつたのですが、当時予算編成上の都合もございまして、一応そのときは開発銀行から五十億だけ株式を持つてくるといふ形で、この電源開発株式会社は発足いたしましたのでござります。もとより開発銀行は金融機関いたしまして、金融をいたす建前でございまして、株式の保有というのは特例でございます。その後電源開発株式会社はその出資をして産業投資特別会計に仰いでずっと運営されて参つておるのであります。が、今日までいづれ折を見て整理しようと思つてはいた点でござります。別途先生ほど第二の問題として申し上げましたような整理もいたずらでもござりますので、いつまでも日本開発銀行がこういった株式を持つてゐる姿ではないといふことでござりますから、この際の法律案の本文でござりますように、一定の時期をもつまして、そのときに日本開発銀行が電源開発株式会社に対する出資という形で持つております株式は政府の産業投資特別会計に帰属させるということにいたしまして、そうしてそれだけ日本開発銀行の資本金の額等はその分だけ減るということにいたすことともに、附則に書いてござりますように、電源開発促進法の附則はもはや意味をなしませんから、これをこの際削除する、こういうことに相なる次第でございます。

方といたしましては、見返り資金から引き継ぎましたものはそれぞれ産業投資特別会計が、この両公庫に対する貸付という形でしておりました。開発銀行が復金からずっと持つておりましたもの、及び開銀独自の立場においてあります。今回、従いまして両公庫に対する開発銀行の貸付金を産業投資特別会計に終局的に振りかえてしまふものには、先ほど申し上げました農林漁業公庫におきまして二十六億のうち、見返り資金から引き継いだものであります。この法律案の中にあるわけでございます。

う規定がそれぞれの公庫法の一部改正でございました。そこでこの法律案におきましては、従来開発銀行の出資に関する規定のとおり、開発銀行の出資があります。この法律案においては、開発銀行の出資があります。そのものとされた額を加えたものとするとか何とかいうふうに、きわめて簡単で、いろいろ、あつちにこちよこちよ明瞭を欠いておつたのでござります。が、これを機会に、法律案に出ておりますように、二千三百三十九億七千五百円というふうにはつきり数字を書いてしまってことについたしたわけでござります。その関係のことは、お手元に差し上げてございます参考資料の「日本開発銀行の資本金の推移」という表がございますが、この表の一番末尾の注のところに出ております。すなわち現在資本金の総額は二千四百六十二億二千万円ということになつておるわけでございますが、これは「本法改正後の資本金は」ということが注の二行目にあります。この関係は、実はお手元に出でておりますこの法律案にはございませんで、別途提案されておりますところの中小企業金融公庫法の一部改正法律案及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、それをおいてその関係が規定されておるのでござります。一定の時期に、これは「政令で定める時期」といたしておりますが、それが日本開発銀行の両公庫に対する貸付金は一たん開発銀行に返されたものとして、そしてその返されたものとなつた貸付金の額に相当する額があらためて政府の産業投資特別会計から両公庫に対する出資ということにいたします。それと同時に、開発銀行はその分だけそれ減資をする、こうい

う規定がそれぞれの公庫法の一部改正でございました。そこでこの法律案におきましては、従来開発銀行の出資があります。そのものとされた額を加えたものとするとか何とかいうふうに、きわめて簡単で、いろいろ、あつちにこちよこちよ明瞭を欠いておつたのでござります。が、これを機会に、法律案に出ておりますように、二千三百三十九億七千五百円というふうにはつきり数字を書いてしまってことについたしたわけでござります。その関係のことは、お手元に差し上げてございます参考資料の「日本開発銀行の資本金の推移」という表がございますが、この表の一番末尾の注のところに出ております。すなわち現在資本金の総額は二千四百六十二億二千万円といふことになつておるわけでございますが、これは「本法改正後の資本金は」ということが注の二行目にあります。この関係は、実はお手元に出でておりますこの法律案にはございませんで、別途提案されておりますところの中小企業金融公庫法の一部改正法律案及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、それをおいてその関係が規定されておるのでござります。一定の時期に、これは「政令で定める時期」といたしておりますが、それが日本開発銀行の両公庫に対する貸付金は一たん開発銀行に返されたものとして、そしてその返されたものとなつた貸付金の額に相当する額があらためて政府の産業投資特別会計から両公庫に対する出資ということにいたします。それと同時に、開発銀行はその分だけそれ減資をする、こうい

う規定がそれぞれの公庫法の一部改正でございました。そこでこの法律案におきましては、従来開発銀行の出資があります。そのものとされた額を加えたものとするとか何とかいうふうに、きわめて簡単で、いろいろ、あつちにこちよこちよ明瞭を欠いておつたのでござります。が、これを機会に、法律案に出ておりますように、二千三百三十九億七千五百円といふことになつておるわけでござります。その関係のことは、お手元に差し上げてございます参考資料の「日本開発銀行の資本金の推移」という表がございますが、この表の一番末尾の注のところに出ております。すなわち現在資本金の総額は二千四百六十二億二千万円といふことになつておるわけでございますが、これは「本法改正後の資本金は」ということが注の二行目にあります。この関係は、実はお手元に出でておりますこの法律案にはございませんで、別途提案されておりますところの中小企業金融公庫法の一部改正法律案及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、それをおいてその関係が規定されておるのでござります。一定の時期に、これは「政令で定める時期」といたしておりますが、それが日本開発銀行の両公庫に対する貸付金は一たん開発銀行に返されたものとして、そしてその返されたものとなつた貸付金の額に相当する額があらためて政府の産業投資特別会計から両公庫に対する出資ということにいたします。それと同時に、開発銀行はその分だけそれ減資をする、こうい

う規定がそれぞれの公庫法の一部改正でございました。そこでこの法律案におきましては、従来開発銀行の出資があります。そのものとされた額を加えたものとするとか何とかいうふうに、きわめて簡単で、いろいろ、あつちにこちよこちよ明瞭を欠いておつたのでござります。が、これを機会に、法律案に出ておりますように、二千三百三十九億七千五百円といふことになつておるわけでござります。その関係のことは、お手元に差し上げてございます参考資料の「日本開発銀行の資本金の推移」という表がございますが、この表の一番末尾の注のところに出ております。すなわち現在資本金の総額は二千四百六十二億二千万円といふことになつておるわけでござります。その関係のことは、お手元に差し上げてございます参考資料の「日本開発銀行の資本金の推移」という表がございますが、この表の一番末尾の注のところに出ております。すなわち現在資本金の総額は二千四百六十二億二千万円といふことになつておるわけでござります。その関係のことは、お手元に差し上げてございます参考資料の「日本開発銀行の資本金の推移」という表がございますが、この表の一番末尾の注のところに出ております。すなわち現在資本金の総額は二千四百六十二億二千万円といふことになつておるわけでござります。その関係のことは、お手元に差し上げてございます参考資料の「日本開発銀行の資本金の推移」という表がございますが、この表の一番末尾の注のところに出ております。すなわち現

官吏の職務を行う者として大蔵大臣が指定する公社の職員のはか一号から六号まで列挙いたしておるのであります。このうち四号の森林官吏といふ名稱が昭和二十七年の森林法の制定によつてなくなりまして「營林局及び營林署の職員」と呼ばれるようになりますたので、今回「司法警察職員として職務を行う營林局及び營林署の職員」と訂正いたしました。そのほか新たに第5号といたしまして郵政省の専売品の犯則取締の迅速を期するため「郵政監察官」を加えることといたした次第であります。

いたします際に、外国通貨によつて表示されるおる価格を本邦通貨へ換算いたします場合、これは現行法におきましては、保税倉庫にあります貨物につきましては輸入が許可になつた日となつております。これを輸入申告の日に改めるということございまます。これは為替相場が最近小ささみに動くようになつておりますので、輸入申告の日と輸入許可の日とだいぶずれて参りまして、税関といつしましても事務上納税告知書を書き直したり、業者といつしましても輸入申告の日に適用せらるべき相場が許可の日には違つておつたりする不便がござりますので、輸入申告の日に改める、こうしたことでございます。

の第五で事業用機械の免稅の規定がござります。これは六月末まで免稅といふことに暫定的になつておりますが、これを来年の三月までといふように改めるという案でございます。
それから附則の第八でございましてが、これも同様今年の六月末までになります給食用の乾燥脱脂ミルク、これを来年の三月末まで免稅を継続したい、こういうことでございます。
それからあと附則の第十以下石油の問題が出て参ります。石油関税につきましては提案理由にも御説明がありましたが、石油関税、現在原油、重油、粗油は本来の輸入税表によりますと、一〇%のものが免稅になつております。それから軽油、揮発油が本来二〇%の

カーボンプラック、新聞用紙が減税になつております。この別表甲号、乙号の関係を石油関係と同じ附則の第十以下で規定しております。

で、附則の十では、別表甲号の中申し上げました種目につきまして六月までの免税を来年三月まで続ける。ただしこの場合に附則の第十の改正がございますが、それが原油、重油、粗油であるときには政令で定める手続きをしなければならない。これは同じ重油でも原料油として使う場合には二%の関税がかかりますし、A重油でありますならば免税になりますので、その辺少用途的にチャックしなければなりませんので手続きを要求したわけでありま

本来製油原料として使う場合には一分の関税がかかるわけでござりますから、それを輸入者から徴収する、これが前段でございます。それから後段は、B重油、C重油として使いますものが、一応これは精製に使うのだということでお原油として二%の関税を課せられる。ところが二%の関税をかけたあとでそれを実質直接燃料に使う、B重油、C重油として使うといった場合には、B重油、C重油となりますならば税率は六分五厘でございますので、その差額を徴収する。こういうのが附則第十二の規定でございます。

それから附則第十三は、附則第六項、第九項、前項と三ついておりましたが、機械免稅の關係、脱脂粉乳の関

リヤの規格が 従来長さ百十メートルで
メートル、太さ十七ミリメートルであ
りましたが、昭和二十九年十一月一日
より長さが百二十五ミリメートル、太
さが十五ミリメートルに改めまして、
現在試製品として出しておるので
あります。この法律第二項及び第三項
の規定によりまして、六ヶ月をこえて
販売されますためには定価表へ追加の
措置がとられなければならないことに
なっておりますので、今回このように
改正することといたしました次第でござ
ります。

の燃鋼開発に使いました機械を二年以内に持つて帰ればよろしいのですが、二年をこえて日本に持つて帰る場合はこの無条件免税が適用されない、こういう問題が起りましたので、機械施設その他の貨物で政令で定めるものについて、二年をこえる期間でもよろしい、こういうことに改正をいたしたいということです。

それから現在関税定率法の別表甲号、乙号というのが出ていますが、別表甲号では大豆、ビグメントレジンカラーラー、四ニチル鉛、石油コークス、鉄鋼の発生品、航空機およびその部分品、内燃機関、それからせん孔カーボード式統計会計機械、それから一般の住宅用のツガ属の木材、こういうものが別表甲号でいずれも免税になつております。それから別表乙号で建築染料とか

A重油だけが依然として別表甲号に残つて、あとの関係が別表乙に移されるわけでございます。その関係で別表甲、別表乙、その他税率が違いますので技術的にややこしい書き方をしておりますが、この附則第十二で言つておりますのは、前段で言つておりますことは、一応免税になるべきA重油として輸入の手続きをいたしましたところが、それを精製するという場合には、

麦を持って参りました。これについてはちょっとと説明させていただきますが、小麦は現在關税法第十二条によりまして主要食料の免稅ということでお二つの条件を課せられております。第一は外国産の小麦が日本の小麦よりも高い場合、それから第二は緊急の必要があるとき、こういう二つの条件を課せられております。ところが小麦につきましては最近國際價格だいぶ動いて

○説明員(崎谷武男君) 関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして補足して御説明申し上げます。

お手元に新旧対照表が提出してござりますので、便宜新旧対照表によりまして御説明いたしたいと存ります。

関税定率法の四条で課税価格を決定

はこの無条件免税が適用されない、こういう問題が起きましたので、機械施設その他の貨物で政令で定めるものについては、二年をこえる期間でもよろしい、こういうことに改正をいたしましたいということでござります。

それから附則でございますが、附則

ラ、四ニチル鉛、石油コークス、鐵鋼の発生品、航空機およびその部分品、内燃機関、それからせん孔カーボード式統計会計機械、それから一般の住宅用のツガ属の木材、こういうものが別表甲号でいずれも免税になつておりまます。それから別表乙号で建築染料とか

甲、別表乙、その他税率が違いますので技術的にややこしい書き方をしておりますが、この附則第十二で言つておりますのは、前段で言つておりますことは、一応免税になるべきA重油として輸入の手続きをいたしましたところが、それを精製するという場合には、

りまして主要食料の免税ということと
二つの条件を課せられております。第
一は外国産の小麦が日本の小麦よりも
高い場合、それから第二は緊急の必要
があるとき、こういう二つの条件を課
せられております。ところが小麦につ
きましては最近国際價格だいぶ動いて

1

おりまして、ひょっとすると日本のものよりも安くなるかもしない、こういうおそれがございます。そういたしました場合にはこの関税定率法十二条によりまして政令で小麦の免稅をいたしておりますが、それが法律上の要件を満たさなくなるというおそれもござりますので別表甲号に入れたわけでございます。それから別表甲号の中でも技術的な問題でございますが、五一九の炭化水素油、この中で現行法が原油、重油、粗油と一緒にして免稅でござりますのでこういう形になっておりますが、このうちのA重油だけを免稅するといふことでござりますので、この改正案のような比重が〇・八七六二をこえて〇・八九以下というふうに、A重油だけをこういうふうな規定にしたわけでございます。別表甲号につきましてはそれだけでございます。

備考は落しました。

別表乙号で、今度は石油の関係で二分、六分五厘という関税を一部復活し

たものが別表乙号に入つて参ります。

原油、重油、粗油のうち製油原料とし

て使用するものには二分、その他のも

のは六分五厘、こういうふうにいた

したわけでございます。それからこの

現行法と改正案とで「備考の税率」と

いうのが変つておりますが、これは

「備考の税率」を「備考2の税率」とい

たしましただけでございまして、備考

の1が重油の定義でございます。備考

2のはうは軽油、燈油、潤滑油の問題

でございますが、これは現行法と変つ

ておりません。

簡単でございますが、説明を終ります。

○委員長(青木一男君) ただいまの説

明に対する質疑は次回に譲りたいと思

いますが、資料の要求がございました

すでに出されておる日本開発銀行融資

委員会への提出資料として大蔵省から

すでに提出されておる日本開発銀行融資

残高一覽表というのがあるんですが、

このうちで、これはまあ事業別に開

祕でいいんですから、個人別の資料

を出してもらいたいんですが、これを

出せるかどうか、銀行局の方で……

○委員長(青木一男君) 今、銀行局の

事務官がおられないようですから、い

ずれその旨を取り次ぎます。

○菊川幸夫君 それから日本開発銀行

の電源開発株式会社に対する出資の処

理に関する法律案の資料として、先ほ

どだいぶ見返り資金、それから復金か

らの引き継ぎの債権について中小金融

公庫、農林中金に譲り渡すという説明

が行われましたが、その参考資料とし

て、どういうものが一体そこへ肩がわ

りされてくるかということをぜひ知る

ために、資料としてお出し願いたい。

○委員長(青木一男君) 他に資料の要

求がございませんければ、前回に引き

続きました所得税法の一部を改正する法

法律案、法人税法の一部を改正する法

律案、租税特別措置法等の一部を改

正する法律案、地方道路税法案、砂糖消

費税法案、輸入品に対する内国消費税

の徵収等に関する法律案、国税徵收法

案を一括議題として質疑を行います。

おりまして、ひょっとすると日本のものよりも安くなるかもしない、こういうおそれがございます。そういたしまして政令で小麦の免稅をいたしましたが、それが法律上の要件を満たさなくなるというおそれもござりますので別表甲号に入れたわけでございます。それから別表甲号の中でも技術的な問題でございますが、五一九の炭化水素油、この中で現行法が原油、重油、粗油と一緒にして免稅でござりますのでこういう形になつておりますが、このうちのA重油だけを免稅するといふことでござりますので、この改正案のような比重が〇・八七六二を改めました。それから別表甲号につきましてはそれだけです。

○菊川幸夫君 衆議院 参議院の大蔵

委員会への提出資料として大蔵省から

すでに提出されておる日本開発銀行融資

残高一覽表というのがあるんですが、

このうちで、これはまあ事業別に開

祕でいいんですから、個人別の資料

を出してもらいたいんですが、これを

出せるかどうか、銀行局の方で……

○委員長(青木一男君) 今、銀行局の

事務官がおられないようですから、い

ずれその旨を取り次ぎます。

○菊川幸夫君 それから日本開発銀行

の電源開発株式会社に対する出資の処

理に関する法律案の資料として、先ほ

どだいぶ見返り資金、それから復金か

らの引き継ぎの債権について中小金融

公庫、農林中金に譲り渡すという説明

が行われましたが、その参考資料とし

て、どういうものが一体そこへ肩がわ

りされてくるかということをぜひ知る

ために、資料としてお出し願いたい。

○委員長(青木一男君) 他に資料の要

求がございませんければ、前回に引き

続きました所得税法の一部を改正する法

法律案、法人税法の一部を改

正する法律案、租税特別措置法等の一部を改

正する法律案、地方道路税法案、砂糖消

費税法案、輸入品に対する内国消費税

の徵収等に関する法律案、国税徵收法

案を一括議題として質疑を行います。

○委員長(青木一男君) ただいまの説

明に対する質疑は次回に譲りたいと思

いますが、資料の要求がございました

すでに出されておる日本開発銀行融資

残高一覽表というのがあるんですが、

このうちで、これはまあ事業別に開

祕でいいんですから、個人別の資料

を出してもらいたいんですが、これを

出せるかどうか、銀行局の方で……

○委員長(青木一男君) 今、銀行局の

事務官がおられないようですから、い

ずれその旨を取り次ぎます。

○菊川幸夫君 それから日本開発銀行

の電源開発株式会社に対する出資の処

理に関する法律案の資料として、先ほ

どだいぶ見返り資金、それから復金か

らの引き継ぎの債権について中小金融

公庫、農林中金に譲り渡すという説明

が行われましたが、その参考資料とし

て、どういうものが一体そこへ肩がわ

りされてくるかということをぜひ知る

ために、資料としてお出し願いたい。

○委員長(青木一男君) 他に資料の要

求がございませんければ、前回に引き

続きました所得税法の一部を改正する法

法律案、法人税法の一部を改

正する法律案、租税特別措置法等の一部を改

正する法律案、地方道路税法案、砂糖消

費税法案、輸入品に対する内国消費税

の徵収等に関する法律案、国税徵收法

案を一括議題として質疑を行います。

○委員長(青木一男君) ただいまの説

明に対する質疑は次回に譲りたいと思

いますが、資料の要求がございました

すでに出されておる日本開発銀行融資

残高一覽表というのがあるんですが、

このうちで、これはまあ事業別に開

祕でいいんですから、個人別の資料

を出してもらいたいんですが、これを

出せるかどうか、銀行局の方で……

○委員長(青木一男君) 今、銀行局の

事務官がおられないようですから、い

ずれその旨を取り次ぎます。

○菊川幸夫君 それから日本開発銀行

の電源開発株式会社に対する出資の処

理に関する法律案の資料として、先ほ

どだいぶ見返り資金、それから復金か

らの引き継ぎの債権について中小金融

公庫、農林中金に譲り渡すという説明

が行われましたが、その参考資料とし

て、どういうものが一体そこへ肩がわ

りされてくるかということをぜひ知る

ために、資料としてお出し願いたい。

○委員長(青木一男君) 他に資料の要

求がございませんければ、前回に引き

続きました所得税法の一部を改正する法

法律案、法人税法の一部を改

正する法律案、租税特別措置法等の一部を改

正する法律案、地方道路税法案、砂糖消

費税法案、輸入品に対する内国消費税

の徵収等に関する法律案、国税徵收法

案を一括議題として質疑を行います。

○委員長(青木一男君) ただいまの説

明に対する質疑は次回に譲りたいと思

いますが、資料の要求がございました

すでに出されておる日本開発銀行融資

残高一覽表というのがあるんですが、

このうちで、これはまあ事業別に開

祕でいいんですから、個人別の資料

を出してもらいたいんですが、これを

出せるかどうか、銀行局の方で……

○委員長(青木一男君) 今、銀行局の

事務官がおられないようですから、い

ずれその旨を取り次ぎます。

○菊川幸夫君 それから日本開発銀行

の電源開発株式会社に対する出資の処

理に関する法律案の資料として、先ほ

どだいぶ見返り資金、それから復金か

らの引き継ぎの債権について中小金融

公庫、農林中金に譲り渡すという説明

が行われましたが、その参考資料とし

て、どういうものが一体そこへ肩がわ

りされてくるかということをぜひ知る

ために、資料としてお出し願いたい。

○委員長(青木一男君) 他に資料の要

求がございませんければ、前回に引き

続きました所得税法の一部を改正する法

法律案、法人税法の一部を改

正する法律案、租税特別措置法等の一部を改

正する法律案、地方道路税法案、砂糖消

費税法案、輸入品に対する内国消費税

の徵収等に関する法律案、国税徵收法

案を一括議題として質疑を行います。

○委員長(青木一男君) ただいまの説

明に対する質疑は次回に譲りたいと思

いますが、資料の要求がございました

すでに出されておる日本開発銀行融資

残高一覽表というのがあるんですが、

このうちで、これはまあ事業別に開

祕でいいんですから、個人別の資料

を出してもらいたいんですが、これを

出せるかどうか、銀行局の方で……

○委員長(青木一男君) 今、銀行局の

事務官がおられないようですから、い

ずれその旨を取り次ぎます。

○菊川幸夫君 それから日本開発銀行

の電源開発株式会社に対する出資の処

理に関する法律案の資料として、先ほ

どだいぶ見返り資金、それから復金か

らの引き継ぎの債権について中小金融

公庫、農林中金に譲り渡すという説明

が行われましたが、その参考資料とし

て、どういうものが一体そこへ肩がわ

りされてくるかということをぜひ知る

ために、資料としてお出し願いたい。

○委員長(青木一男君) 他に資料の要

求がございませんければ、前回に引き

続きました所得税法の一部を改正する法

法律案、法人税法の一部を改

正する法律案、租税特別措置法等の一部を改

正する法律案、地方道路税法案、砂糖消

費税法案、輸入品に対する内国消費税

の徵収等に関する法律案、国税徵收法

案を一括議題として質疑を行います。

○委員長(青木一男君) ただいまの説

明に対する質疑は次回に譲りたいと思

いますが、資料の要求がございました

すでに出されておる日本開発銀行融資

残高一覽表というのがあるんですが、

このうちで、これはまあ事業別に開

祕でいいんですから、個人別の資料

を出してもらいたいんですが、これを

出せるかどうか、銀行局の方で……

○委員長(青木一男君) 今、銀行局の

事務官がおられないようですから、い

ずれその旨を取り次ぎます。

○菊川幸夫君 それから日本開発銀行

の電源開発株式会社に対する出資の処

理に関する法律案の資料として、先ほ

どだいぶ見返り資金、それから復金か

らの引き継ぎの債権について中小金融

公庫、農林中金に譲り渡すという説明

が行われましたが、その参考資料とし

て、どういうものが一体そこへ肩がわ

りされてくるかということをぜひ知る

ために、資料としてお出し願いたい。

○委員長(青木一男君) 他に資料の要

求がございませんければ、前回に引き

続きました所得税法の一部を改正する法

法律案、法人税法の一部を改

正する法律案、租税特別措置法等の一部を改

正する法律案、地方道路税法案、砂糖消

費税法案、輸入品に対する内国消費税

の徵収等に関する法律案、国税徵收法

案を一括議題として質疑を行います。

全な発達の方向に行くようにという意味で指導をしておると申すのが現在の態度でござります。そういうようなな動きは現在はないようでございません。

以上大体の御説明として申し上げた次第でございます。

○山本米治君 ただいまの説明で大へんよくわかりました。大体任意団体として想像したような活動をしておるよう思ひます。世間の一部に、この法人会と税務署の人とが春秋、その他随時熱海に行くとか箱根に行くとか、そういう旅行をやつておるというようなことを聞いておるのでですが、そういうことを御承知かどうか、また御承知であるならば、そういうことに対する考え方をお持ちか、お伺いしたいと思います。

○説明員(吉國二郎君) ただいま仰せられましたようなことは直接には聞いておりませんが、ときどきそういう評議があるということは伺つております。そういう点から申しても、できるだけ申しましたように外郭団体というような色彩を払拭して、あくまで自主的な団体で、それに対しまして税の行政を執行していく立場で、その媒体としてやつていくように、そういう意味におきましては現在でも一時税務署の中に事務所を借りておつたというようなこともござります。

○山本米治君 わかりました。それで先ほどの数字などちょっと簡単なもの

でもいいですか。いただけですか。

○説明員(吉國二郎君) 資料として提出いたします。

○土田国太郎君 局長お見えになりますが、これについて疑義を解釈

五条ですが、これについて御提案について少し御質疑申し上げたいと思

うのですが、今回御提案の非課税、第

五条ですが、これについて御提案

していただきたいと思うのですが、こ

の法案によりますと、収益事業から生

じた所得以外の所得に對しては法人税

を課さない、こういうよう了承しておるのでですが、これはあくまでも預

金の利息とか配当とかを当該団体が取

入する場合、これは源泉はかかるない

のですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 収益事業にだけ限定しておりますから、そういう

ふうに考えております。

○土田国太郎君 それでこの団体はで

すね、本年追加になりました酒類業

体は、御承知のようにまあ千六百億の

酒税の完納協力団体といふようなこと

にも発していると思うのですが、従い

○土田国太郎君 この地方道路税です

で、これは課税しております。しかしたとえば、そうした社団法人がビルを賃貸しをしているといったような場合に、これも現在のところでは収益事業だとは思つておりません。解釈をしておりません。従いまして課税になり

ますのは、今言つた出版でありますと

か物品販売とかいったようなことを

そうした法人が行なつております場合に、それから上つてくる収益、従いまして利子でありますとか、それから配

当の所得、あるいは家賃、地代、こう

して利子でありますとか、それから配

定されておりますから、あの限度され

ての分には課税しない。こういう

ふうに考えております。

○土田国太郎君 それでこの団体はで

すね、本年追加になりました酒類業

体は、御承知のようにまあ千六百億の

酒税の完納協力団体といふようなこと

にも発していると思うのですが、従い

○土田国太郎君 この地方道路税です

が、これを大略お伺いするのですが、

揮発油税を併引きして減税して、道路

税を新設したのですが、あれはどうい

う関係でああいうふうな構想になつた

わけですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) その間の経緯を御説明申しますと、一昨年でござりますが、道路五ヵ年計画の整備に關する法律、これができまして、一応

申しますと、おつしやる通りでござ

ます。寄付金にしましても、それから

に充てて参りますと、まあ道路事業が

それでだんだん大きくなつていくわけ

でございますが、それと並行しまして

地方の道路財源というものが当然必要になつてくるわけでございます。とこ

ろがその地方の負担する道路財源とい

うものにつきましては直接にこれをめ

ら交付金をもらうか、寄付金をもらう

か、あるいは現在できておる財産をま

たとえれば賦課金を取る、酒類業組合

であります。寄付金にしましても、それから

政府から交付される交付金の問題、あ

るいは今のまあ御指摘になりました酒

類業組合は賦課金を取るか、国か

であります。寄付金にしましても、それから

政府から交付される交付金の問題、あ

るいは今のまあ御指摘になりました酒

類業組合は賦課金を取るか、国か

であります。寄付金にしましても、それから

政府から交付される交付金の問題、あ

るいは今のまあ御指摘になりました酒

類業組合は賦課金を取るか、国か

であります。寄付金にしましても、それから

政府から交付される交付金の問題、あ

るいは今のまあ御指摘になりました酒類業組合は賦課金を取るか、国かであります。寄付金にしましても、それから

た揮発油税の収入を地方道路税の収入に充てて参りますと、まあ道路事業が

それでだんだん大きくなつていくわけ

でございますが、それと並行しまして

地方の道路財源というものが当然必要になつてくるわけでございます。とこ

ろがその地方の負担する道路財源とい

うものにつきましては直接にこれをめ

ら交付金をもらうか、寄付金をもらう

か、あるいは現在できておる財産をま

たとえれば賦課金を取る、酒類業組合

であります。寄付金にしましても、それから

政府から交付される交付金の問題、あ

るいは今のまあ御指摘になりました酒

類業組合は賦課金を取るか、国か

であります。寄付金にしましても、それから

だ。そこで譲与税という形がどうももしくはないようでござりますから、これはまあはつきり二つの税に分けてしまった方がいいじゃないか。そこで五ヵ年計画の法律ができましたときの揮発油税の税率一万一千円、これを一応國の揮発油税にして残しまして、そして地方道路財源に与える方が適當でないだるうか。それでもつていろいろ一応地方財源というものを見て参りますと、どうも二千円でそのまま置くのでは地主の道路財源に不足しませんからというふうに思つて、そこへ引き上げました二千円、これはやはり五ヵ年計画申し上げておりますのは、揮発油税を消費される方に御迷惑な話ですが、もう二千円といたしまして、それで現在御申請申し上げておりますのは、揮発油税は一万一千円、地方道路税は四千円、こういうふうなことで、まあ五ヵ年計画その他の道路財源の確立をはかりたい、こういう考え方でございまして、これが、同時に二千円プラス二千円といいますか、そういう考え方で地方財源を確保してゆきたい、上げたり下げたりという多少その辺の経緯に疑問を持たれるのじゃないかと思ひますが、一応従来の経過を御説明申し上げますと、そういう考え方から出ているわけでござります。

まして、そうなると農協等の団体に従つて、今後は三点あります。これはできる限りで別途確保しておきたいと思いますが、この規程があつた場合におきましても、三點あります。つまりは、この規程があつた場合におきましては、三點あります。これはできる限りで別途確保しておきたいと思いますが、この規程があつた場合におきましては、三點あります。

（著）退職積立
申告をしてい
ます。従い
も青色申告を
はり必要だと
いいます。従
て、その規程
で、その規程
の金額に対
して地方財源
をどうな
ど、一萬一千円
をきましたとき
があります。
整備促進がど
うして課税の標準
であります。
このことをお
うござります。
ます。
連の整備促進
るのでですが、そ
して退職給与積
み立てたところ
いというよう
部は免税にす
ようなことが
免税にするこ
は退職給与積
は何か一定の

○政府委員 積立金にかけの問題、一応積み度に積みと、これ問題であります。み立てには、農協はございま
○藤野繁るといふんでおる金の積立金額にございま
在は。だをしなくておいてせ
であるからうとするも方のほうを超えた
こういうかし年々いかなくす
うなところの方の方が現在ある

君) 退耕給
これは農協
せんが、一般
につきまして
。。それはた
昔の人につ
めありますけ
日々にこの際
ことになります
れにも影響す
慮の制限は
別するつも
いるつもり
つかまし
から申し上
合あたりで
通りの積立
範囲内でお
支払うところ
いのです。
の金額を積
一定のあな
が立たない
できないと
つてくる。
る程度進ん
るような
らでも起つ
、そういう
備計画とあ
するような
いるから、
の金額はどう

員、濱辺夏久
退職金の積み立て
あるいは貯蓄
われはよく今
よつと今の腰
しては、あち
聞いてみた
ゆくようなな
ますが、まち
くあります。ま
く必要はある
うもの。
まあ臨時的大
くなつてしま
いだらうか。
これらは別で
におきまして
すつと今後引
まあ一応の限
して、退職金の
うところの今
から人を數
々立てておく
逐次、そいつ
いくことは考
度にそれだけ
長い期間に
れば、ある
の範囲内にお
それでもわざ
事実がある
ついて御承
らせを願い、
よつと今の腰
しては、あち
聞いてみた
ゆくようなな
ますが、まち
くあります。ま
く必要はある
うもの。
まあ臨時的大
くなつてしま
いだらうか。
これらは別で
におきまして
すつと今後引
まあ一応の限
して、退職金の
うところの今
から人を數
々立てておく
逐次、そいつ
いくことは考
度にそれだけ
長い期間に
れば、ある
の範囲内にお

なればならぬ。立て得るといふ御了解願ひりますが、しむ一度にやめ度ですと、相
と、実はこれ
ので、これも
べんに積み立
組合にしまし
理の上からい
い問題だと思
当多いときに
も、それをあ
ますれば、結
ひびいて参りま
あ逐次積み立て
の問題は解決す
考えておるわざ
りました再建築
み立ての指導す
いるかというう
れわれの方も多
い問題だとと思
うことを一つ
らぬところが、
。そういうふうに
し、また存じま
慮これは調べて
た場合において
は課税の対象と
信連は経済連に
委員(渡辺喜久
けですといふう
ございますが、
負担するので、
性質の金を負担
さしましよう。

の事情はよく存じませんものですか
ら。

○藤野繁雄君　それは経済連が整備促進法によつて整備計画を立てる、その場合においてもしも経済連にある程度の収入がなかつたらば、それを信連は補わなくちやできないという規定になつてゐる。それだから各信連は整備計画を進めるに従つて、ある程度の負担は年々していかなくちやいけない。その年々するところの負担金は所得税の対象になるかならないかという点です。

○政府委員(溝辺久造君) あるいはもう少し具体的にお伺いしませんと的確な返事はできないかと思いますが、信連の負担する金が、たとえば債務免除といいますか、金が貸してあると、しかし再建整備のゆえにその債務の一部を切り捨ててやるというものであれば、これはいわば貸倒れの問題になります。従つて信連とすればそれは損金となります。それから債務免除を受けた方は、それだけプラスになるわけであります。それから寄附金の問題であれば、これは寄附金の制限の範囲内であれば損金になります。制限をはみ出せばこれは損金にならぬということです。つまりその負担するというのがどういう性格の金であるかというのが、実はちょっとお話をだけですとよくわかりませんものですから、これももう少し詳しく御説明願いますれば、もつとはつきりした御答弁ができるかと思つております。

らない場合においては、信運は当然負担して寄附金を出さなくちゃできない。負担金という形で出さなくちゃできない。その負担金というものが課税の対象になるとかならないとかいうことで、今問題になつてゐるのです。それでそれを急速に解決せなくちゃできない問題じゃないかと思つてゐんで

法人税課長もおりますが、ちょっとまだ具体的な問題としてわれわれの耳に入つております。これはやはり至急よく調べまして、適当な機会に御答弁申し上げたいと思います。ちょっとその金の性格がはつきり実はいたしませんものですから、その性格がはつきりした上で御答弁申し上げるのがいいんじゃないかと思つております。

では伺つておきたいと思ひますが、ここでは、まあ不課税対象は、すなわち燈油及び戻し入れと書いてあります。が、この第六条以外の揮発油については、たとえば道路を走る何に使わなくとも、道路税というのはかかることになるのですか。ちょっと伺つておきたいと思

○政府委員(渡辺喜久造君) 現在揮発油税につきましては、免税措置として、大きなものとしましては航空機の免税をしております。それで、それ以外に、確かに洗濯屋さんの使う揮発油でありますとか、問題が道路以外の分が確かにございますことは認めますが、なかなかその分をどうこうということにつきましては、ちょっと課税手続上もむずかしうござりますし、数量

も比較的少いものでありますから、
揮発油税のやめた当時におおきして

は、地方道路財源とそれほど密接に結びついていなかつたということも実はあつたと思いますが、揮発油であれば何でも負担するというのが原則になつておりますし、それが航空機の場合におきましては航空事業の育成というので臨時に免税になつておる、まあ今度の場合におきまして、地方各県

○菊川孝夫君 それで、あなたの方で
大体この法案を立案するに当たりまし
て、どのくらいな道路に使わない、大
きい場合は、実はできるだけ手続をあま
り複雑にしたくないという考え方方がご
ざいまして、お説のように道路と直接
結びつかない場合におきましても、や
はり指定された免稅の用途以外のもの
でありますれば、地方道路稅を負担す
ると、こういう提案の建前になつてお
ります。

体揮発油の大部分が自動車その他に使われるだらうと思うわけであります
が、どのくらいはそのほかのものがあ
るか、お調べになりましたか。たとえば
水上で使うようなものもあるんじやな
いかと思うのですがな。それから農業
用のあの発動機、こういうものには使

うかどうか。そういうようなものも、農業、漁業、それに道路税というのはおかしいよう思うのですが。
○政府委員(渡辺喜久造君) 一応これは通産省で作っております消費の計画でございますが、その割合からいたしまして、自動車関係が九四・二ということになつております。それから航空関係が、これはまあ免稅しておりますが、これが自衛隊の分と民間航空の分と併せて約二%、それから今お

話になりました分で、航空、自動車を抜かしますと、いや、あるいはこの二

つでもって大体九六%をちょっと超える。こういう程度の数字が出ております。

よく使っておりますのは軽油、燈油が
中心だと思つております。それから農
業用も大体軽油、燈油といったような
ものが中心だと思つております。揮発
油を全然使わないとも言い切れぬ。よ
く知りませんから言いつ切れませんが、
大本軽油、燈油といったようなもの
で、ディーゼルなどは御承知のように
燈油か軽油を使っております。そういう
う關係で大体揮発油として使っており
ますのは自動車用、航空用が中心でご

○菊川孝夫君 そうすると、この道路税法に基いて、まあ道路税法の新設によって実質的には一キロ・リットルあたり二千円の増税になりますがな、表面だけから勘定しますと。これらの増税に、増税というか、ガソリンについて

の税があふる分は、一体石油精製業者が負担するものか、それとも消費者の方へ負担がかかるって行くものか。大体あなたの方で、ということは、これだけ上つたら、それだけガソリンの値が上つてくると、こういう見込みを持つてゐるか、それともやはり精製業者というの、割合に業界でも石油精製業というのはいい方なんです。普通の業界と違つて赤字を出してゐるようなところは一つもない。株式相場を見まし

ても石油株というのは大体いい値段を
持つてゐる。というのは、事業は今の

ところはいいわけです。これをどちらがかかるのか、どういうふうにあなたの方は見込んでおるのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) まあ消費税は建前的に言いますと、消費者が負担するものでござりますから、従いまして消費者が負担するんじゃないかなとい言われまして、いや自担しませんとい

うことを申し上げることはちょっと
だわれわれ自信がございませんが、昨
年の二千円引き上げのときの姿を簡単
に申し上げますと、「十八年の七月ご
ろから二十九年の二月ごろまで、これ
は大体六十五オクタン価の揮発油、こ
れは、ごく普通の揮発油でございます
が、税を込めました一キロ・リットル
の値段が三万五百円、その間大体横這
いしております。そして去年は二千円
上りましたわけですが、これは四月か

ら施行になつておりますが、その当時の数字が、三月の法案の施行する前に三万一千七百五十円、千二百五十円になりました。それが四月になりますと三万一千五百円、二百五十円下りました。結局従前に比べますと千円だけ上った計算になりますて、しかしそれが八月ごろになりますてまた三万五百円くらいに下つてゐる。最近の値段が一月ごろからまた上向いて参りました。一月に三万二千二百五十円、三月の数字が三万一千七百五十円、最近またちょっとと強気になつておる、こういうような事情にあるようでございます。今度のまあ二千円に上りまして一体どうなるだらうという点につきましては、多少私もいろいろな関係方面に意見を聞いてみたこともござります

が、ある方の意見では、まあ税が二千円ふえれば値段で千円くらい上るかなあと思いますので、今のところ別に公定価格とかそういうこともございませんし、どういうふうな結果になりますかといふことは、あまり自信を持つて申し上げるわけにいきませんが、まあ割合によっては、税金が一千円くらい上つたら、会社がかぶつて、一千円くらいの値段が上るかなあというような見通しをもつておつた人があつたということだけ御参考に申し上げておきます。

○菊川孝夫君 撥発油はこれは輸入先によつて大分違うのでしょうか、原油の輸入先によつてね。たとえばイランの石油とそれからアメリカから持つて来るのと違うのですかね。そういう種類のいかんにかかわらず、皆一律といふことになるのですか。従量主義だからね、従価じやなしに。

○政府委員(渡辺喜久造君) 撥発油自身はあまり輸入先によつてそら變るものじやないと思つております、オクタノン価が高いとか低いとかいうことで、今お話になりましたのは、むしろ私は原油じやないかと思つております。イランから持つてくる原油あるいはアメリカから持つてくる原油、私もこの間精製会社へ行きましたが、見て参りましたが、場所によりましては、割合に違う分の多いねつとりした原油もあれば、割合にさらつとした原油もある。しかしそれは原油の過程におきましては、割合に品質がまちまちでござりますが、精製して参りますと、そういううう分の多いやつは、ろうが

たくさんとれるとか何とかいう格好で、副産物には違いができるて参りますが、揮発油としましては、原油の性質とは離れまして、大体似たような性質のものができる。ただオクタン価の上うな問題になりますと、これは原油の性質關係というよりも、むしろ精製の過程でございますが、あるいはそういうものができる過程におきまして、まあ品物によってオクタン価の高いもの、従つて相当爆発力の強いもの、そういうものとそうでないものがある、こういうふうに考えておりますが、揮発油としての輸入先で品質的に変化があるとしても、この点ではないのじやないかと思つております。

五十六円十銭になつております。この場合におきまして揮発油の消費量が○・三一リッター、これはもう税込みでもつての揮発油に支払う値段ですが、それが十一円四十七銭、これの運賃収入に対する割合が二割四厘に一應なります。二〇・四%，この計算では、先ほど二千円上つた場合に一体揮発油が幾ら上るかという問題でございまして、一千円がそのまま揮発油の値段として上る、こういう仮定でもつて計算して参りますと、改正後におきまして、十一円四十七銭という揮発油の費用が十二円九銭になりまして、運賃に対する割合が二一・五%になります。従いまして、この値上がりによっての影響といいますか、それは一・一%であるというふうに一応出ます。それからトラックの場合でございますが、これは単位が多少違いまして恐縮ですが、百キロ当りのトラック運賃、これが八千三百円、揮発油が三十リッター使つていると、いう計算になつておりますが、現行の場合でございますと、揮発油の経費が千百十円、これが千百七十円に上りますが、従いまして運賃に対する揮発油の費用が一三・四%でありますのが一四・一%になる、この値上りが○・七%，まあ結局運賃には直接響くことともめつたにはあるまい。それだけ結局業者の負担があえるということになるわけありますが、金額自身が、先ほど申しましたように、比較的小さな金額だと言ひ得るのじゃないか。それからまた道路がよくなりますが、これはまあ要は理屈かもしれないが、これはまあ要は理屈かもしれないが、タイヤのいたみが少くなりませんか、あるいは車両の修繕費も減りますはせんかというふうなこともございま

すので、道路の費用のことなどでござりますが、この程度の負担増は何とか忍んでいただけないものか、かように考えております。

○菊川翠夫君 もう一つ伺つておくのは、これで二千円の増になるけれども、一体道路はどのくらいに改善されるとお見込みですか、五年計画で。こういうのはどうですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 五ヵ年計画の関係でございますが、昨年と一応本年とを比較してみると、二十九年度におきましては、総事業費が三百三十七億、これは二十八年におきましては二百八十三億、それから今度の三十年度の予算をおきましては三百八十八億、こういうふうに考えております。それでこの中で国が負担します金額でございますが、先ほどは順序が逆になりましたして恐縮ですが、二十八年におきましては國が負担したものが百七十二億、二十九年も百七十二億、今度は二百六十三億という数字になります。それで地方の負担する分は、これは直轄事業の場合におきましては分担金として負担し、補助事業の場合におきましてはその負担金として負担するわけですが、ございますが、地方の負担する金が二十八年の場合におきましては百二十二億、二十九年の場合におきましては百七十七億、三十年の場合におきましては百三十九億、三十年の場合におきましてはこの負担関係が二十九年よりも減りましたのは、実はある程度補助率を高くしたということの理由でございまして、これはと見合いまして、二十九年に地方は揮発油譲与税の形でもつて約七十九億の財源を得ておりました

で、地方の持ち出しといいますか、負担した分とこの譲与税との差額は九十七億、今度の場合でございますと百三十九億負担しまして、道路税が原案のように参りますれば七十二億道路税として入つてくるものがござりますので、負担するものが六十七億、こうう負担であります。

○菊川翠夫君 もう一つ譲与税とこれは密接不可分の関係にあります、地方道路譲与税としてこれが、地方に配分された場合に、今の地方自治体の赤字財政の実情からながめまして、これがなかなかかその通りに、この道路税として徴集はするけれども、実際に本当に全額が純粹に道路の分ばかりに使われるという事態になしに、事務費やその他に相当消える、こういうことはございませんですか。それはこの譲与税の法律を見ましても、一番最後に、使わなければならぬと書いてあるだけで、都道府県及び指定市は、譲与を受けた地方道路税の総額を道路に関する費用に充てなければならない、この道路に関する費用と、これは非常に漠としているのだが、これについては、もとと政令で何か詳しい制限を加えられるお見込みですか、その点を伺つておきたい。道路に関する費用というだけだったら、これは道路の研究だとうようなことにでも使いますね。

○政府委員(渡辺喜久造君) 詳しい点はあるいは自治庁の政府委員から御答弁申し上げた方がいいかもしませんが、道路に関する費用というの是一体どういうものを含むかという点でございますが、ただ私は非常に漠然とした御答弁かもしれません、先ほども申しましたように、五ヵ年計画の数字だ

Digitized by srujanika@gmail.com

け見て参りましても、三十年度におきましては、地方で負担します金額が百三十九億九千万円、約百四十億円でござりますが、それで道路税として地方へ参ります金は七十二億七千五百万円、地方税の地方の負担が、なお、かつ六十七億一千五百万円実は残るわけでございます。これは五ヶ年計画に關係のある分だけの道路でございまして、そのほかに地方かいわゆる単独事業の形でやつております道路の費用というのが、これが都道府県、市町村を合せますと二百四十億、これは府県と五大都市にしか行きませんが、府県だけで計算してみますと百三十五億道路の費用が別にあるわけでございます。

従いまして、まあこの道路税が府県へ参りましても、府県としては五ヵ年計画のものと、その他の道路費用とを合せますと、まだ二百億一般財源でない起債によつてまかなわなければならん分があるわけでございますので、そういうような点から考えて参りますと、もちろんこの規定は厳格に施行されなければなりませんですが、非常に大づかみに考えて参りましても、なかなかこの道路税の分を他の経費に回すといふような余裕は地方団体にはないんじゃないか、地方団体は道路税を、これを全部充てまして、なおかつ別途二百億の財源が要るわけでございますから、その二百億の財源を、これはまあ県によつていろいろ違いますから、いには言えませんが、出さん。しかも道路税の分を他の費用に回すというようなことは、ちょっとそれだけのことをする余裕はないんじゃないか、かように考えております。

○委員長(青木一男君) 他に御質疑は

ございませんか。なければきょうはこの程度で質疑を終りたいと思ひますか。いかがでござりますか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) それでは本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時五分散会

五月二十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、揮発油税引上げ反対に関する請願(第三九七号)(第四一九号)

第三九七号 昭和三十年五月十三日 受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 山形市十日町一二六山形県トラック協会内

紹介議員 海野 三朗君

喜早謹吾

政府は昭和三十年度予算編成に当たり、所得税等を三百億円減税し、その穴埋シントという他に類例をみない重税を課せられている現在、また増税が断行されるに至つては、デフレ経済と産業貿易不振の深刻な影響を被つていて、トラック運送事業の経営は不可能になることは明らかであるから、揮発油税の引上げには絶対反対であるとの請願

式会社取締役社長 櫛 飯島連次郎君

紹介議員 田嶋吉

政府は昭和三十年度予算編成に当たり、所得税等を三百億円減税し、その穴埋シントという他に類例をみない重税を課せられている現在、また増税が断行されるに至つては、デフレ経済と産業貿易不振の深刻な影響を被つていて、トラック運送事業の経営は不可能になることは明らかであるから、揮発油税の引上げには絶対反対であるとの請願

第四一九号 昭和三十年五月十七日 受理

揮発油税引上げ反対に関する請願 請願者 群馬県館林市大字谷越 一〇一東毛トラック株